

酒田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例

(設置)

第1条 酒田市情報公開条例(平成17年条例第19号)に基づく情報公開制度並びに酒田市個人情報保護条例(平成17年条例第20号。以下「個人情報保護条例」という。)及び酒田市特定個人情報保護条例(平成27年条例第30号。以下「特定個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、酒田市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 市長が諮問する情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (2) 個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項

2 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 審議会の委員の任期は4年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、若しくは資料の提出を受け、又は必要な調査をすることができる。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成27年9月1日条例第30号)抄

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。